

枚方市の都市計画

枚方市の都市計画

概要 2025

Hirakata City Planning



▼枚方市駅周辺地区 第一種市街地再開発事業



▲光善寺駅西地区 第一種市街地再開発事業



▲都市計画道路「御殿山小倉線」

令和7年4月

目 次

I	都市計画区域	1
II	都市計画の種類	2
III	各種マスタープラン	
	都市計画区域マスタープラン	3
	枚方市都市計画マスタープラン	3
	都市再開発方針等	4
IV	土地利用	
	区域区分(市街化区域・市街化調整区域)	5
	用途地域	6
	高度地区	12
	高度利用地区	14
	防火地域・準防火地域	15
	生産緑地地区	16
V	都市施設	
	道路	17
	駅前広場	23
	都市高速鉄道	24
	駐車場	24
	公園	25
	緑地	31
	下水道	32
	ごみ焼却場	36
	ごみ処理場	36
	火葬場	37
VI	市街地開発事業	
	土地区画整理事業	38
	市街地再開発事業	39
VII	地区計画等	
	地区計画	40

都市計画区域



一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、大阪府が指定した区域をいいます。都市計画は基本的に都市計画区域内で定められます。

大阪府は、従前、市町村の区域ごとに都市計画区域を指定していましたが、人々の活動圏の広域化、多様化、市街地の外延化、都市基盤整備の進展等により、市町村の区域を越えて拡大した都市の現状に対応するため、都市計画区域の再編を行い、本市全域を都市計画区域に編入しています。(平成16年4月1日指定)

告示年月日 平成16年3月30日

告示番号 府告第679号

指定年月日 平成16年4月1日

名 称	東 部 大 阪 都 市 計 画 区 域
区 域	枚方市、交野市、寝屋川市、門真市、守口市、四條畷市、大東市、東大阪市、 八尾市及び柏原市の行政区域の全域(地先公有水面を含む。) 面積 約 30,617ha ^{※1} (内、枚方市域 約 6,512ha ^{※2})

■昭14.2.17 内告第 56号 枚方都市計画区域 枚方町全域(町の面積 約 4,062ha)

■昭31.12.5 建告第1887号 枚方都市計画区域 枚方市全域(市の面積 約 6,452ha)
津田町編入に伴う区域変更

※1 東部大阪都市計画区域マスタープランより(令和2年10月)

※2 国土地理院発表の数値を記載

(令和7年1月1日公表「令和7年全国都道府県市町村別面積調」より)

都市計画の種類

下線: 枚方市内において都市計画決定されているもの

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)【法第6条の2】

市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)【法第18条の2】 ※都市計画でない

区域区分 【法第7条】	市街化区域、市街化調整区域
都市再開発方針等 【法第7条の2】	都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針 拠点業務市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針
地域地区 【法第8条】	用途地域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域 特別用途地区、特定用途制限地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区 高度地区、高度利用地区 特定街区、都市再生特別地区 居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区 防火地域、準防火地域 特定防災街区整備地区、景観地区、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区 歴史的風土特別保全地区、第1種歴史的風土保存地区、第2種歴史的風土保存地区 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域 流通業務地区、生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区 航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区
促進区域 【法第10条の2】	市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域 住宅街区整備促進区域、拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
遊休土地転換利用促進地区【法第10条の3】	
被災市街地復興推進地域 【法第10条の4】	
都市施設 【法第11条】	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設(ごみ処理場) 河川、運河その他の水路 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場又は火葬場 一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、一団地の都市安全確保拠点施設、流通業務団地 一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設 一団地の復興拠点市街地形成施設 電気通信事業の用に供する施設又は防風・防火・防水・防雪・防砂若しくは防潮の施設
市街地開発事業 【法第12条】	土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業 市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業
市街地開発事業等予定区域【法第12条の2】	
地区計画等 【法第12条の4】	地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画 沿道地区計画、集落地区計画

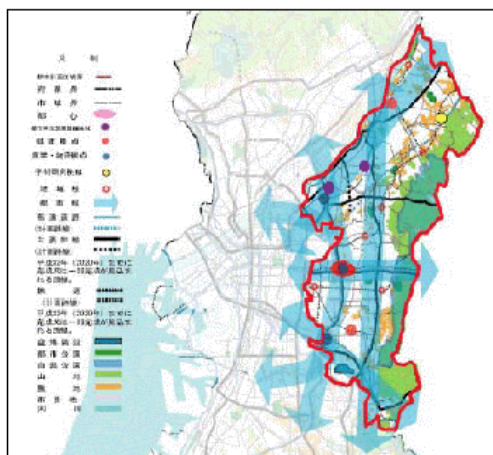
都市計画区域マスタープラン

東部大阪都市計画区域マスタープラン

(東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

告示年月日 令和2年 10 月 30 日

告示番号 府告第 1640 号



都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)は、都市計画区域内の都市の、将来の都市計画の基本的な方向性を示すものとして、平成 12 年5月の都市計画法改正により創設されたものです。

本市は、都市計画区域の再編に伴い、東部大阪都市計画区域に編入され、大阪府は平成 16 年4月1日に東部大阪都市計画区域マスタープランを定め、令和2年 10 月 30 日付けでマスタープランの改定を行いました。

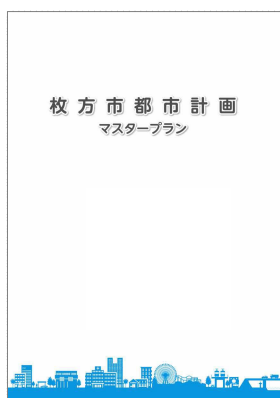
東部大阪都市計画区域マスタープランについては、[大阪都市計画局計画推進室計画調整課のホームページ](#)でご覧になれます。

■平 16. 3. 30	府告 第 682 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (実施 平 16. 4. 1)
■平 18. 2. 3	府告 第 231 号	第5回区域区分の見直しに伴う変更
■平 23. 3. 29	府告 第 414 号	第6回区域区分の見直しに伴う変更
■平 28. 3. 30	府告 第 519 号	第7回区域区分の見直しに伴う変更

枚方市の都市計画に関する基本的な方針

枚方市都市計画マスタープラン【令和4年3月 改定】

枚方市立地適正化計画【令和6年9月 変更】



枚方市都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、平成 12 年2月に策定し、平成 23 年3月に部分改定を行った後、市民などの意見や他の計画との整合を反映し、平成 29 年3月 31 日付で改定を行い、令和4年3月に一部改定を行いました。

また、枚方市都市計画マスタープランの一部とみなす計画として、平成 29 年3月 31 日に枚方市立地適正化計画を作成し、頻発・激甚化する水災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和4年3月に変更を行った後、市街化区域編入に合わせて居住誘導区域等を設定するため、令和6年9月に変更を行いました。

この枚方市立地適正化計画とは、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や、居住及び都市機能の誘導に関する事項について位置付けを行うものです。両計画については、[都市計画課のホームページ](#)でご覧になれます。

東部大阪都市計画都市再開発の方針

告示年月日 令和元年 10 月 11 日
告示番号 府告第 976 号



都市再開発の方針は、都市再開発法の規定に基づき、市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、再開発の積極的な推進を図ることや、民間のさまざまな再開発を適正に誘導することを目的として大阪府が定めるものです。

本市では、都市再開発法第2条の3第1項に基づき「計画的な再開発が必要な市街地」(一号市街地)として京阪牧野駅周辺地区、京阪枚方市駅周辺地区、京阪光善寺駅周辺地区、京阪香里園駅周辺地区の4地区を、また、一号市街地のうち、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区」(二号再開発促進地区)として京阪光善寺駅西地区及び枚方市駅周辺地区を定めています。

- | | | |
|--------------|-----------|--|
| ■平 16. 2. 27 | 府告第 359 号 | 都市再開発法第 2 条の 3 第 2 項に基づく、2 項再開発促進地区の決定 |
| ■平 18. 1. 18 | 府告第 51 号 | 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項に基づく、一号市街地及び二号再開発促進地区の決定 |
| ■平 23. 3. 29 | 府告第 410 号 | 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項に基づく、一号市街地及び二号再開発促進地区の決定 |
| ■平 30. 2. 28 | 府告第 353 号 | 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項に基づく、一号市街地及び二号再開発促進地区の決定 |

東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針

告示年月日 平成 30 年 2 月 28 日
告示番号 府告第 356 号



住宅市街地の開発整備の方針は、住宅市街地にかかわる土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業を効果的に実施することや、民間の建築活動等を適切に誘導することを目的として大阪府が定めるものです。

- | | |
|--------------|----------|
| ■平 18. 1. 10 | 府告第 49 号 |
| ■平 20. 1. 10 | 府告第 48 号 |

区域区分(市街化区域・市街化調整区域)



都市計画区域については、無秩序な市街地の拡大を防止し計画的に市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。この区域では用途地域を定めたり、都市施設の整備や市街地開発事業が積極的に行われます。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

告示年月日 令和6年9月 27 日

告示番号 府告第 1343 号

村野駅西・茄子作土地区画整理事業に伴う変更

区 域 区 分	東部大阪都市計画区域における枚方市域面積 約 6,512 ha の内
市街化区域	約 4,235ha
市街化調整区域	約 2,277ha

■昭 45. 6. 20	府告第 841 号	指定
■昭 54. 9. 17	府告第 1284 号	第 1 回区域区分の見直しによる変更
■昭 58. 10. 19	府告第 1350 号	枚方長尾土地区画整理事業に伴う変更
■昭 61. 6. 16	府告第 847 号	第 2 回区域区分の見直しによる変更
■平 6. 4. 27	府告第 796 号	第 3 回区域区分の見直しによる変更
■平 11. 8. 31	府告第 1505 号	第 4 回区域区分の見直しによる変更
■平 16. 3. 30	府告第 686 号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の決定に伴う変更(実施 平 16. 4. 1)
■平 18. 2. 3	府告第 232 号	第 5 回区域区分の見直しによる変更
■平 23. 3. 29	府告第 417 号	第 6 回区域区分の見直しによる変更
■平 24. 12. 26	府告第 1942 号	楠葉中之芝土地区画整理事業に伴う変更
■平 28. 3. 30	府告第 522 号	第 7 回区域区分の見直しによる変更
■平 30. 3. 28	府告第 762 号	星田北・星田駅北土地区画整理事業に伴う変更
■令 2. 10. 30	府告第 1637 号	第 8 回区域区分の見直しによる変更

用途地域

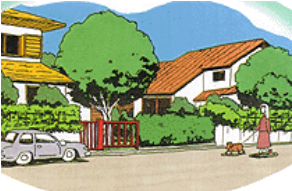


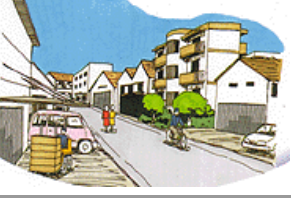
用途地域は、将来あるべき土地利用の姿を実現する手段として、それぞれの地域に見合った建築物の用途、形態等を制限し、地域の性格を明確にし、地域の環境を保護、育成するために定められています。用途地域の指定は、地域ごとの用途制限だけでなく、建蔽率、容積率の指定とセットになって機能していますので、用途地域の指定により、閑静な住宅街はその環境を守り、商業地には商業、業務ビルが集積していたりと、都市のなかで地区の性格をはっきりとさせ、それを維持し、秩序ある街づくりを進めることができるようになっています。本市域の市街化区域内の土地には、すべて用途地域が指定されています。

けん べい りつ 建 蔽 率 と は ？	建蔽率は、建築面積(建坪)の敷地面積に対する割合のことです。敷地内に一定の割合でオープンスペースをもたせて良い環境を保とうとするものです。 建蔽率＝建築面積÷敷地面積
容 積 率 と は ？	容積率は、建物各階の床面積の合計(建築物の延べ面積)の敷地面積に対する割合のことです。 容積率＝延べ面積÷敷地面積



用途地域の種類

第一種低層 住居専用地域		低層住宅のための地域です。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、小中学校などが建てられます。
第二種低層 住居専用地域		主に低層住宅のための地域です。 小中学校のほか、150 ㎡までの一定の店舗などが建てられます。
第一種中高層 住居専用地域		中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500 ㎡までの一定の店舗などが建てられます。
第二種中高層 住居専用地域		主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定の店舗や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域		住居の環境を守るための地域です。 3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第二種住居地域		主に住居の環境を守るための地域です。 店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域		道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
近隣商業地域		周りの住民が日用品の買物等をするための地域です。 住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。
商業地域		銀行、映画館、飲食店、百貨店等が集まる地域です。 住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域		主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
工業地域		どんな工場でも建てられる地域です。 住宅や店舗は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
工業専用地域		工場のための地域です。 どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



用途地域の指定状況

告示年月日 令和6年9月 27 日 告示番号 枚告第 522 号
村野駅西・茄子作土地区画整理事業に伴う変更

地 域 名	面積(約 ha)		建蔽率 (%)	容積率(%)	建築物の高 さの限度(m)	面積割合 (%)	
第一種低層住居専用地域	908	102	40	80	10	2.4	21.4
		807	50	100	10	19.1	
第二種低層住居専用地域	91		50	100	10	2.1	
第一種中高層住居専用地域	1,334		60	200	—	31.5	
第二種中高層住居専用地域	558		60	200	—	13.2	
第一種住居地域	286		60	200	—	6.8	
第二種住居地域	202		60	200	—	4.8	
準住居地域	27		60	200	—	0.6	
近隣商業地域	111	1.7	80	200	—	0.0	2.6
		108	80	300	—	2.6	
		1.9	80	400	—	0.0	
商業地域	37	33	80	400	—	0.8	0.9
		1.5	80	500	—	0.0	
		2.6	80	600	—	0.1	
準工業地域	347		60	200	—	8.2	
工業地域	104		60	200	—	2.5	
工業専用地域	230		60	200	—	5.4	
合 計	4,235		—	—	—	100	

※本市では都市計画法第8条第3項第2号による敷地面積の最低限度及び外壁の後退距離の限度を定めていません。なお、地区計画及び建築協定で敷地面積の最低限度及び外壁の後退距離の限度を定めている場合があります。

旧 用 途

- 昭 38.12.6 指定
- 昭 45.6.20 区域区分設定に伴う変更
- 昭 45.8.17 前回の調整

新 用 途

- 昭 48.6.11 府告第 851 号 建築基準法の改正に伴い新用途指定
- 昭 54.9.17 府告第 1286 号 区域区分の見直しに伴う変更
- 昭 56.7.22 府告第 1006 号 岡本町地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更
- 昭 58.10.19 府告第 1351 号 枚方長尾土地区画整理事業の決定に伴う変更
- 昭 61.6.16 府告第 848 号 区域区分の見直しに伴う変更
- 平 元.3.3 府告第 257 号 市全域一斉見直しに伴う変更
- 平 8.1.31 府告第 169 号 都市計画法及び建築基準法の改正に伴い新用途指定
- 平 11.8.31 府告第 1506 号 区域区分の見直しによる変更
- 平 14.12.10 府告第 2132 号 建築基準法の改正に伴う変更
- 平 15.8.8 府告第 1370 号 中部拠点整備地区及び津田サイエンスヒルズ地区の変更
- 平 16.8.17 府告第 1621 号 都市計画区域の広域化に伴う名称変更
- 平 17.8.9 府告第 1511 号 香里園駅東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更
- 平 18.2.3 府告第 233 号 区域区分の変更及び市全域一斉見直しに伴う変更
- 平 18.8.11 府告第 1682 号 牧野駅東地区第一種市街地再開発事業の決定に伴う変更
- 平 23.3.29 府告第 412 号 区域区分の変更及び市全域一斉見直しに伴う変更
- 平 24.3.2 府告第 383 号 伊加賀スポーツセンター地区の整備に伴う変更
- 平 24.12.26 府告第 1941 号 区域区分の見直しに伴う変更
- 平 28.3.30 枚告第 149 号 区域区分の変更及び市全域一斉見直しに伴う変更
- 平 30.3.28 枚告第 177 号 星田北・星田駅北土地区画整理事業及び光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う変更

- 平 31. 2. 6 枚告第 66 号 中宮北地区の変更
- 令元. 10. 11 枚告第 317 号 枚方市駅周辺地区の変更
- 令 2. 10. 30 枚告第 611 号 区域区分の変更及び市全域一斉見直しに伴う変更



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域による建築物の用途制限は、建築基準法で定められており、制限内容の概要は次のとおりです。(建築基準法第 48 条、同法別表第2による)

	建てられる用途				建てられない用途							
例 示	住居 第一種低層 専用地域	住居 第二種低層 専用地域	住居 第一種中高層 専用地域	住居 第二種中高層 専用地域	第一種住居 地域	第二種住居 地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿												
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分 が一定規模以下のもの												
幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
幼保連携型認定こども園												
図書館等												
神社、寺院、教会等												
老人ホーム、福祉ホーム等												
保育所等、公衆浴場、診療所												
老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)										
巡査派出所、公衆電話所等												
大学、高等専門学校、専修学校等												
病院												
2 階以下かつ床面積の合計が 150 ㎡ 以内の一定の店舗、飲食店等												9)
“ 500 ㎡以内 ”												9)
上記以外の店舗、飲食店				2)	3)	5)	5)				5)	5)9)
事務所等				2)	3)							
ボーリング場、スケート場、水泳場等					3)							
ホテル・旅館					3)							
自動車教習所					3)							
床面積の合計が 15 ㎡を超える畜舎					3)							
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝 馬投票券発売所、場外車券売り場等						5)	5)				5)	
カラオケボックス等						5)	5)				5)	5)
2階以下かつ床面積の合計が 300 ㎡ 以下の自動車車庫												
倉庫業を営む倉庫、3階以上又は床 面積の合計が 300 ㎡を超える自動車 車庫(一定規模以下の附属車庫等を 除く)												

例 示	住居専用地域 第一種低層	住居専用地域 第二種低層	住居専用地域 第一種中高層	住居専用地域 第二種中高層	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
倉庫業を営まない倉庫				2)	3)							
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							6)					
劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ等、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの												
キャバレー、料理店等												
個室付浴場業に係る公衆浴場等												
作業場の床面積の合計が 50 ㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの												
作業場の床面積の合計が 150 ㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの												
作業場の床面積の合計が 150 ㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの												
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												
自動車修理工場					4)	4)	7)	8)	8)			
日刊新聞の印刷所												
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)	3)							
” 少ない施設												
” やや多い施設												
” 多い施設												

- 1) 一定規模以下のものに限り建築可能
- 2) 当該用途に供する部分が2階以下かつ 1,500 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 3) 当該用途に供する部分が 3,000 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 4) 当該用途に供する部分が 50 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 5) 当該用途に供する部分が 10,000 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 6) 当該用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場、観覧場は客席)が 200 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 7) 当該用途に供する部分が 150 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 8) 当該用途に供する部分が 300 ㎡以下の場合に限り建築可能
- 9) 物品販売業を営む店舗及び飲食店は建築不可

高度地区



高度地区とは、建築物の高さを制限するものです。良好な市街地の環境を維持するため建築物の最高限度を定めるものと、市街地の土地利用を増進するため建築物の最低限度を定めるものがあります。

本市では、住居系の地域に第一種、第二種、第三種の3種類の高度地区を指定し、建築物の高さの最高限度を定めています。

告示年月日 令和6年9月 27 日

告示番号 枚告第 523 号

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度
第一種	約 1,000 ha	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。
第二種	約 1,892 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの以下とする。
第三種	約 515 ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル未満の範囲にあっては、当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離から8メートル以上の範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものに 0.6 を乗じて得たものに 20 メートルを加えたもの以下とする。
合 計	約 3,407 ha	

第一種 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域及び 第一種中高層住居専用地域(一 部)に指定	第二種 第一種中高層住居専用地域 (一部地域を除く)及び第二種中 高層住居専用地域に指定	第三種 第一種住居地域、第二種住 居地域及び準住居地域に指定

(適用の除外)

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定により定められた一団地の住宅施設もしくは市街地再開発事業の区域内に建築される建築物、同法の規定により行われる都市計画事業の施行として建築される建築物、住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物又は次の各号の一に該当する建築物についてはこの限りではない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 59 条の2第1項の規定により、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 136 条に定められた敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物で法第2条第 35 号の規定に基づく特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)が市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの。

- (2) 法第 86 条第 3 項又は第 4 項(法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定の適用により、令第 136 条に定められた敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に建築される建築物で特定行政庁が市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの。
- (3) 法第 3 条第 2 項の規定により法第 58 条の規定の適用を受けずその適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)における敷地内において、不適合部分を増加させない範囲で増築及び改築を行う建築物で、増築後の延べ面積の合計が基準時における面積の合計の 1.2 倍を超えないもの及び改築に係る部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えず、かつ、基準時における延べ面積の合計の 2 分の 1 を超えないもの。
- (4) 特定行政庁が、市街地の環境を害するおそれがなく、かつ、土地の状況によりやむを得ないと認める建築物。

(制限の緩和)

本制限の適用に際しては次の各号に定めるところによる。

- (1) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は建築物の敷地が北側で水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この項において同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より 1 メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置にあるものとみなす。
- (3) 令第 131 条の 2 第 2 項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線は、ないものとみなす。
- (4) 法第 86 条第 1 項又は第 2 項(法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定の適用により、特定行政庁が同一敷地内にあるものとみなすことを認めた建築物は、この規定についても同一敷地内にあるものとみなす。

■昭 48. 6. 11	枚告第 70 号
■昭 54. 9. 17	枚告第 125 号
■昭 58. 10. 19	枚告第 224 号
■昭 61. 6. 16	枚告第 195 号
■平 元. 3. 3	枚告第 74 号
■平 8. 1. 31	枚告第 24 号
■平 11. 8. 31	枚告第 258 号
■平 14. 12. 27	枚告第 449 号
■平 15. 8. 8	枚告第 310 号
■平 16. 12. 28	枚告第 505 号
■平 18. 2. 3	枚告第 44 号
■平 18. 8. 11	枚告第 342 号
■平 23. 3. 29	枚告第 86 号
■平 24. 3. 2	枚告第 86 号
■平 24. 12. 26	枚告第 545 号
■平 28. 3. 30	枚告第 150 号
■平 30. 3. 28	枚告第 178 号
■平 31. 2. 6	枚告第 67 号
■令 元. 10. 11	枚告第 318 号
■令 2. 10. 30	枚告第 612 号

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

高度利用地区



高度利用地区とは、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに建築物の壁面の位置の制限などを定め、小規模建築物を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保しようとするものです。本市では、以下の6地区にこの高度利用地区を定めています。

告示年月日 平成 30 年 3 月 28 日

告示番号 枚告第 179 号

地区名	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
岡東町地区	約 2.6 ha	600 %	300 %	80 %	250 m ²	再開発区域を含む区域
大垣内町地区	約 4.5 ha	400 %	200 %	80 %	250 m ²	再開発区域に隣接
岡本町地区	約 1.5 ha	550 %	300 %	70 %	250 m ²	再開発区域
香里園駅東地区	約 0.3 ha	500 %	200 %	70 %	200 m ²	再開発区域
牧野駅東地区	約 0.2 ha	400 %	200 %	80 %	200 m ²	再開発区域
光善寺駅西地区	約 1.4 ha	500 %	200 %	70 %	200 m ²	再開発区域

制限の緩和

1. 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号(※)に該当する建築物にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。(※ 建築基準法の改正(令和元年 6 月 25 日施行)に伴い、条項ずれを修正。)

2. 岡東町地区にあっては、平成元年枚方市告示第 78 号による枚方都市計画高度利用地区の変更告示の日(平成元年 3 月 3 日、以下「基準日」という。)において、現に存する所有権その他の権利に係る土地で、建築基準法第 52 条第 1 項本文の規定により建築物の容積率の最低限度の規定に適合した建築物の建築ができない土地については、建築物の容積率の最低限度は、上記の数値を下回ることができる。

3. 岡東町地区及び大垣内町地区にあっては、基準日において、現に存する所有権その他の権利に係る土地の面積では建築物の建築面積の最低限度の規定に適合した建築物の建築ができない土地について、建築物の容積率が 10 分の 30 以下で土地の全部を一の敷地として使用する場合は、建築物の建築面積の最低限度及び建築物の容積率の最低限度は、上記の数値を下回ることができる。

4. 前 2 項の規定は、基準日以後において、この表及び第 1 項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの規定に適合するに至った土地については適用しない。

※ 岡本町地区、香里園駅東地区、光善寺駅西地区については、壁面の位置の制限あり

■昭 45. 5. 26 枚告第 49 号

■昭 51. 9. 25 枚告第 113 号

■昭 56. 7. 22 枚告第 153 号

■平 元. 3. 3 枚告第 78 号

■平 14. 12. 27 枚告第 450 号

■平 16. 12. 28 枚告第 506 号

■平 17. 8. 9 枚告第 316 号

■平 18. 8. 11 枚告第 340 号

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

防火地域・準防火地域



防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。建築物の構造等の耐火、防火化を図り、都市の不燃化を促進します。

本市では、商業地域を防火地域に指定し、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(一部防火地域)、準工業地域(一部指定なし)を準防火地域に指定しています。

告示年月日 令和6年9月27日

告示番号 枚告第524号

種 類	面 積
防火地域	約 39 ha
準防火地域	約 2,834 ha

- 昭 38. 12. 28 建告第 3211 号
- 昭 41. 11. 14 建告第 3627 号
- 昭 48. 6. 11 枚告第 71 号
- 昭 56. 7. 22 枚告第 151 号
- 昭 58. 10. 19 枚告第 226 号
- 平 元. 3. 3 枚告第 76 号
- 平 8. 1. 31 枚告第 26 号
- 平 16. 12. 28 枚告第 507 号
- 平 17. 8. 9 枚告第 317 号
- 平 18. 2. 3 枚告第 45 号
- 平 18. 8. 11 枚告第 341 号
- 平 23. 7. 1 枚告第 312 号
- 平 24. 12. 26 枚告第 546 号
- 平 28. 3. 30 枚告第 151 号
- 平 30. 3. 28 枚告第 180 号
- 平 31. 2. 6 枚告第 68 号
- 令 元. 10. 11 枚告第 320 号
- 令 2. 10. 30 枚告第 613 号

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

※準防火地域の指定を大幅に拡大しました。

生産緑地地区



生産緑地地区は、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために定めるものです。生産緑地地区の指定を受けると、市街化区域内で農地としての土地利用が都市計画に明確に位置付けられることとなり、都市内で安心して農業が継続できます。なお農地として管理することが義務づけられるため、農地以外の利用は制限されています。

現在、本市では約 84.97ha を生産緑地地区に指定しています。

告示年月日 令和6年 12 月 13 日

告示番号 枚告第 657 号

番号	名称	地区数	面積
1	楠 葉 A	29 地区	約 4.47 ha
2	楠 葉 B	29 地区	約 8.11 ha
3	殿 二 A	15 地区	約 2.76 ha
4	殿 二 B	14 地区	約 1.94 ha
5	菅 原 A	27 地区	約 4.12 ha
6	菅 原 B	22 地区	約 1.79 ha
7	山 田 A	50 地区	約 9.95 ha
8	山 田 B	26 地区	約 7.00 ha
9	殿 一 A	9 地区	約 1.97 ha
10	殿 一 B	5 地区	約 0.40 ha
11	津 田 A	27 地区	約 4.75 ha
12	津 田 B	32 地区	約 5.87 ha
13	氷 室	19 地区	約 4.32 ha
14	枚 方	19 地区	約 2.72 ha
15	蹉 跎	40 地区	約 6.62 ha
16	川 越 A	38 地区	約 11.10 ha
17	川 越 B	27 地区	約 7.08 ha
合 計		428 地区	約 84.97 ha

■平 4. 8. 18 枚告第 252 号
 ■平 4. 11. 30 枚告第 345 号
 ■平 5. 8. 18 枚告第 227 号
 ■平 5. 12. 6 枚告第 329 号
 ■平 6. 12. 9 枚告第 341 号
 ■平 7. 12. 22 枚告第 371 号
 ■平 8. 12. 13 枚告第 350 号
 ■平 9. 12. 15 枚告第 341 号
 ■平 10. 12. 10 枚告第 349 号
 ■平 11. 8. 31 枚告第 259 号
 ■平 11. 12. 10 枚告第 369 号
 ■平 12. 11. 6 枚告第 292 号
 ■平 13. 11. 5 枚告第 352 号
 ■平 14. 11. 13 枚告第 385 号
 ■平 15. 11. 28 枚告第 476 号
 ■平 16. 12. 3 枚告第 464 号
 ■平 17. 12. 1 枚告第 500 号
 ■平 18. 12. 4 枚告第 511 号
 ■平 19. 12. 6 枚告第 493 号
 ■平 20. 11. 28 枚告第 490 号

■平 21. 12. 28 枚告第 535 号
 ■平 22. 12. 8 枚告第 509 号
 ■平 23. 3. 29 枚告第 134 号
 ■平 23. 12. 27 枚告第 539 号
 ■平 24. 12. 26 枚告第 542 号
 ■平 25. 12. 16 枚告第 582 号
 ■平 26. 12. 19 枚告第 593 号
 ■平 27. 11. 19 枚告第 625 号
 ■平 28. 3. 30 枚告第 154 号
 ■平 28. 11. 30 枚告第 615 号
 ■平 29. 7. 14 枚告第 432 号
 ■平 29. 12. 18 枚告第 718 号
 ■平 30. 12. 19 枚告第 730 号
 ■令元. 12. 13 枚告第 468 号
 ■令 2. 12. 15 枚告第 704 号
 ■令 3. 11. 19 枚告第 611 号
 ■令 4. 11. 18 枚告第 648 号
 ■令 5. 11. 21 枚告第 649 号
 ■令 6. 9. 27 枚告第 521 号

道 路



道路種別

道路は、人や車の円滑な移動を確保するとともに、日照や通風などの生活環境を保全し、火災や地震が発生した際の防火帯・避難路として役立ち、上下水道やガス等の供給処理施設・地下埋設物の収容空間などさまざまな機能をもっています。都市計画道路は、次の4つの性格の異なる道路に分けられます。

道路の区分	自動車専用道路	自動車の通行だけに利用され、広域的な自動車交通を処理する道路
	幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
	区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
	特殊街路	歩行者専用道路、自転車専用道路等

整備済延長: 令和7年3月31日現在

種 別	路 線 数	計画延長(約)	整備済延長(約)	進 捗 率
自動車専用道路	2	7.70 km	3.41 km	44.29 %
幹線街路	45	93.63 km	62.53 km	66.78 %
区画街路	14	5.85 km	1.89 km	32.31 %
特殊街路	2	1.21 km	1.21 km	100.00 %
合 計	63	108.39 km	69.04 km	63.70 %
大阪府下の改良済(大阪市、堺市除く) ※この数値のみ令和4年3月31日現在				73.60 %



幅員別による一覧

整備済延長: 令和7年3月31日現在

幅 員	計画延長(約)	整備済延長(約)	進 捗 率
8m未満	4.89 km	0.93 km	19.02 %
8m以上 12m未満	6.81 km	6.66 km	97.80 %
12m以上 16m未満	18.50 km	9.86 km	53.30 %
16m以上 22m未満	46.19 km	37.67 km	81.55 %
22m以上 30m未満	20.89 km	7.10 km	33.99 %
30m以上 40m未満	3.41 km	3.41 km	100.00 %
40m以上	7.70 km	3.41 km	44.29 %
合 計	108.39 km	69.04 km	63.70 %



路線別による一覧

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

整備済延長:令和7年3月31日現在

種別	名 称		計画決定(変更)告示		位 置		幅員 (m)	車線数	延長(m)	
	番 号	路線名	最初の 計画決定	最終の 計画決定	起 点	終 点			計 画	整備済
自動車専用道路	1・2・210-1	大阪枚方京都線	平 4.1.31 (府)132	平 17.8.9 (府)1512	津田南町一丁目地内	長尾東町三丁目地内	31	6	約 3,410	約 3,410
	1・1・210-2	新名神自動車道	平 7.7.7 (府)1097	平 23.3.15 (府)299	長尾家具町二丁目地内	大字楠葉地先	43	6	約 4,290	—
幹線街路	3・1・210-1	大阪枚方京都線	昭 44.5.23 (建)2874	平 4.1.31 (府)132 平 17.8.9 (府)1512	津田南町一丁目地内	長尾東町三丁目地内	76	2	約 3,410	約 3,410
	3・3・210-2	牧野高槻線	昭 32.3.30 (建)491	平 31.2.28 (府)380	渚内野四丁目地内	渚内野三丁目地先	26	4	約 1,230	—
	3・3・210-3	枚方大和高田線	昭 32.3.30 (建)491	昭 43.12.28 (建)3766 平 17.8.9 (府)1512	岡東町地内	茄子作東町地内	25	4	約 3,980	約 1,340
	3・3・210-4	京都守口線	昭 32.3.30 (建)491	平 31.2.28 (府)380	楠葉中之芝二丁目地内	出口三丁目地内	22	4	約 10,580	約 4,450
	3・3・210-5	枚方津田線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (府)1621	松丘町地内	津田南町二丁目地内	22	4	約 3,810	約 280
	3・4・210-7	高槻橋本線	昭 43.12.28 (建)3766	平 17.8.9 (府)1512	桜町地内	桜町地内	20	4	約 310	約 310
	3・4・210-8	楠葉中央線	昭 43.12.28 (建)3766	平 17.8.9 (府)1512	楠葉花園町地内	楠葉美咲三丁目地内	20	2	約 1,740	約 1,740
	3・4・210-9	新香里中央線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (府)1512	寝屋川市末広町地内	香里ヶ丘三丁目地内	20	2	約 1,660	約 1,660
	3・4・210-10	楠葉船橋線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (府)1512	楠葉朝日二丁目地内	東船橋一丁目地内	18	2	約 1,000	約 1,000
	3・4・210-11	中振交野線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (市)401	南中振二丁目地内	香里ヶ丘十二丁目地内	18	2	約 3,590	約 1,290
	3・4・210-12	枚方中宮線	昭 32.3.30 (建)491	昭 43.12.28 (建)3766 平 17.8.9 (府)1512	新町一丁目地内	宮之阪一丁目地内	18	2	約 1,040	約 1,040

種 別	名 称		計画決定(変更)告示		位 置		幅 員 (m)	車 線 数	延長(m)	
	番 号	路線名	最初の 計画決定	最終の 計画決定	起 点	終 点			計 画	整備済
幹 線 街 路	3・4・ 210-13	枚方 国道線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (府)1512	長 尾 峠 町 地 内	南中振二 丁目地内	16	4	約 10,480	約 9,510
	3・4・ 210-14	牧野 長尾線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (府)1621	上 島 町 地 内	長尾宮前 二丁目地 内	16	2	約 6,270	約 5,830
	3・4・ 210-15	楠葉 中宮線	昭 32.3.30 (建)491	昭 43.12.28 (建)3766 平 17.8.9 (府)1512	楠 葉 野 田 三 丁 目 地 内	甲斐田東 町 地 内	16	2	約 5,810	約 5,140
	3・4・ 210-16	枚方 藤阪線	昭 32.3.30 (建)491	平 9.2.26 (府)279 平 17.8.9 (府) 1512	岡 東 町 地 内	津田北町 三 丁 目 地 内	16	2	約 6,620	約 6,020
	3・4・ 210-17	長尾 家具町 線	昭 37.10.2 (建)2486	平 27.12.14 (府)1723	長 尾 元 町 六 丁 目 地 内	長尾家具 町二丁目 地 内	16	2	約 1,320	約 1,320
	3・4・ 210-18	長尾 春日線	昭 43.12.28 (建)3766	平 25.8.30 (市)401	長 尾 北 町 一 丁 目 地 内	春日東町 一 丁 目 地 内	16	2	約 3,600	約 1,300
	3・4・ 210-22	渚禁野 線	昭 32.3.30 (建)491	昭 43.12.28 (建)3766 平 17.8.9 (府)1512	御 殿 山 町 地 内	中宮北町 地 内	16	2	約 900	約 640
	3・5・ 210-24	枚方市 駅前線	昭 32.3.30 (建)491	昭 43.12.28 (建)3766 令 1.10.11 (市)319	新 町 一 丁 目 地 内	新町一丁 目 地 内	15	2	約 90	約 90
	3・5・ 210-26	新香里 高田線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (市)318	茄 子 作 五 丁 目 地 内	茄子作五 丁目地内	14	2	約 400	約 400
	3・5・ 210-27	枚方公 園駅前 線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.3.5 (市)98	伊 加 賀 東 町 地 内	伊加賀東 町 地 内	15	2	約 60	約 60
	3・5・ 210-28	枚方 村野線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (府)1621	宮 之 阪 三 丁 目 地 内	村野本町 地 内	14	2	約 2,030	—
	3・5・ 210-31	津田 駅前線	昭 33. 3.31 (建)823	平元.3.3 (府)258 平 17.8.9 (府)1512	津 田 駅 前 一 丁 目 地 内	津田駅前 一 丁 目 地 内	14	2	約 330	—
	3・5・ 210-32	御殿山 小倉線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (市)401	御 殿 山 町 地 内	上野三丁 目 地 内	14	2	約 1,690	約 840

種 別	名 称		計画決定(変更)告示		位 置		幅 員 (m)	車 線 数	延長(m)	
	番 号	路線名	最初の 計画決定	最終の 計画決定	起 点	終 点			計 画	整備済
幹 線 街 路	3・4・ 210-34	牧野 宇山線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.8.30 (府)1621	牧 野 阪 二 丁 目 地 内	牧 野 本 町 一 丁 目 内 地	16	2	約 610	約 160
	3・5・ 210-35	長尾 駅前線	昭 33. 3.31 (建)823	平 13.3.1 (市)58 平 17.8.9 (市)318	長 尾 元 町 五 丁 目 内 地	長 尾 西 町 二 丁 目 内 地	14	2	約 1,510	約 80
	3・5・ 210-36	池之宮 村野線	昭 43.12.28 (建)3766	平 25.8.30 (市)401	星 丘 四 丁 目 地 内	村 野 東 町 地 内	14	2	約 1,170	約 450
	3・5・ 210-37	北山通 線	昭 58.10.21 (市)231	平 27.12.14 (市)668	長 尾 北 町 一 丁 目 内 地	長 尾 家 具 町 一 丁 目 内 地	12	2	約 1,330	約 1,210
	3・6・ 210-39	桜新地 伊加賀 線	昭 32.3.30 (建)491	昭 41.3.31 (建)1007 平 17.8.9 (府)1512	伊 加 賀 緑 町 地 内	伊 加 賀 南 町 地 内	11	2	約 770	約 620
	3・6・ 210-40	新香里 北線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (市)318	香 里 ケ 丘 五 丁 目 内 地	香 里 ケ 丘 二 丁 目 内 地	11	2	約 730	約 730
	3・6・ 210-41	枚方公 園前線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (市)318	伊 加 賀 東 町 地 内	枚 方 公 園 町 地 内	11	2	約 150	約 150
	3・6・ 210-42	枚方市 駅南線	昭 45.5.26 (市)50	平 17.8.9 (市)318	岡 東 町 地 内	岡 東 町 地 内	9	—	約 180	約 180
	3・5・ 210-43	枚方 八尾線	昭 32.3.30 (建)491	平 25.3.5 (府)473	伊 加 賀 南 町 地 内	南 中 振 一 丁 目 地 内	14	2	約 2,370	—
	3・6・ 210-44	新香里 環状線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (市)318	香 里 ケ 丘 十 丁 目 内 地	香 里 ケ 丘 五 丁 目 内 地	8	2	約 1,700	約 1,700
	3・6・ 210-45	中振新 香里線	昭 32.3.30 (建)491	昭 40. 1.13 (建)32 平 17.8.9 (市)318	北 中 振 一 丁 目 地 内	香 里 ケ 丘 八 丁 目 内 地	8	2	約 1,390	約 1,390
	3・6・ 210-46	香里 中央線	昭 32.3.30 (建)491	平 17.8.9 (市)318	香 里 ケ 丘 十 丁 目 内 地	香 里 ケ 丘 九 丁 目 内 地	8	2	約 230	約 230
	3・5・ 210-51	枚方 東部線	平 3.7.31 (府)960	平 17.8.9 (府)1512	津 田 北 町 三 丁 目 内 地	大 字 尊 延 寺 地 内	14	2	約 3,300	約 3,300
	3・3・ 210-52	内里高 野道線	平 7.7.7 (府)1097	平 27.12.14 (府)1723	長 尾 家 具 町 二 丁 目 内 地	長 尾 家 具 町 一 丁 目 内 地	22	4	約 960	約 700
	3・4・ 210-54	長尾 東通線	平 13.3.1 (市)58	平 17.8.9 (市)318	長 尾 宮 前 二 丁 目 内 地	長 尾 東 町 一 丁 目 内 地	16	2	約 320	—

種 別	名 称		計画決定(変更)告示		位 置		幅 員 (m)	車 線 数	延長(m)	
	番 号	路線名	最初の 計画決定	最終の 計画決定	起 点	終 点			計 画	整備済
幹 線 街 路	3・4・ 210-55	新香里 西線	平 17.8.9 (市) 318	—	香 里 ケ 丘 五 丁 目 地 内	香 里 ケ 丘 四 丁 目 地 内	20	2	約 710	約 710
	3・5・ 210-56	牧野駅 前線	平 18.8.11 (市) 338	—	牧 野 阪 二 丁 目 地 内	牧 野 阪 二 丁 目 地 内	14	2	約 30	約 30
	3・4・ 210-57	北中振 線	平 25.3.5 (市) 98	—	北 中 振 三 丁 目 地 内	北 中 振 一 丁 目 地 内	17	2	約 210	—
	3・3・ 210-58	天之川 禁野線	平 25.8.30 (府)1621	—	天 之 川 町 地 内	西 禁 野 二 丁 目 地 内	22	4	約 330	約 330
	3・5・ 210-59	高野道 船橋線	平 27.12.14 (府)1723	—	高 野 道 一 丁 目 地 内	東 船 橋 一 丁 目 地 内	12	2	約 1,930	約 1,810
	3・5・ 210-60	長尾杉 線	平 29.3.10 (市)130	—	長 尾 東 町 一 丁 目 地 内	杉 北 町 一 丁 目 地 内	14	2	約 1,750	約 1,080
区 画 街 路	7・5・ 210- 1	京阪東 1 号線	昭 50. 2.28 (市)20	平 17.8.9 (市)318	岡 東 町 地 内	川 原 町 地 内	12	—	約 250	約 250
	7・6・ 210- 2	京阪南 2 号線	昭 50. 2.28 (市)20	平 17.8.9 (市) 318	岡 東 町 地 内	岡 南 町 地 内	9	—	約 380	約 380
	7・6・ 210- 3	岡本町 通 1 号線	昭 56. 7.22 (市) 149	平 17.8.9 (市) 318	岡 本 町 地 内	岡 本 町 地 内	8	—	約 230	約 230
	7・6・ 210- 4	岡本町 通 2 号線	昭 56. 7.22 (市)149	平 17.8.9 (市) 318	岡 本 町 地 内	岡 本 町 地 内	8	—	約 100	約 100
	7・7・ 210- 5	京阪南 1 号線	昭 50. 2.28 (市)20	平 17.8.9 (市)318	岡 本 町 地 内	三 矢 町 地 内	6	—	約 640	約 640
	7・7・ 210- 6	京阪北 1 号線	昭 50. 2.28 (市)20	平 17.8.9 (市)318	天 之 川 町 地 内	天 之 川 町 地 内	6	—	約 290	約 290
	7・7・ 210- 7	京阪北 2 号線	昭 50. 2.28 (市)20	平 17.8.9 (市)318	西 禁 野 一 丁 目 地 内	西 禁 野 一 丁 目 地 内	6	—	約 300	—
	7・7・ 210- 8	枚方元町 伊加賀線	平 25.3.5 (市) 98	—	枚 方 元 町 地 内	伊 加 賀 東 町 地 内	6	—	約 560	—
	7・7・ 210- 9	伊加賀線	平 25.3.5 (市) 98	—	伊 加 賀 東 町 地 内	伊 加 賀 南 町 地 内	6	—	約 240	—
	7・7・ 210-10	三矢伊加 賀線	平 25.3.5 (市) 98	—	三 矢 町 地 内	伊 加 賀 本 町 地 内	6	—	約 630	—
	7・7・ 210-11	伊加賀走 谷線	平 25.3.5 (市) 98	—	伊 加 賀 寿 町 地 内	走 谷 二 丁 目 地 内	6	—	約 740	—
	7・7・ 210-12	走谷北中 振線	平 25.3.5 (市) 98	—	走 谷 二 丁 目 地 内	北 中 振 三 丁 目 地 内	6	—	約 500	—
	7・7・ 210-13	北中振 南中振線	平 25.3.5 (市) 98	—	北 中 振 三 丁 目 地 内	南 中 振 二 丁 目 地 内	6	—	約 750	—
	7・7・ 210-14	南中振線	平 25.3.5 (市) 98	—	南 中 振 二 丁 目 地 内	南 中 振 二 丁 目 地 内	6	—	約 240	—

種 別	名 称		計画決定(変更)告示		位 置		幅 員 (m)	車 線 数	延長(m)	
	番 号	路線名	最初の 計画決定	最終の 計画決定	起 点	終 点			計 画	整備済
特 殊 街 路	8・5・ 210-1	枚 方 市 役 所 前 線	昭 45. 5.26 (市)50	平 17.8.9 (市) 318	岡 東 町 地 内	大 垣 内 町 二 丁 目 地 内	13	—	約 260	約 260
	8・6・ 210-2	船 橋 川 洞ヶ峠線	昭 58.10.21 (市)231	平 17.8.9 (市) 318	北 山 一 丁 目 地 内	北 山 一 丁 目 地 内	8	—	約 950	約 950

駅前広場



駅前広場とは、鉄道機関と道路交通を連結して、相互の利便性を向上させる道路関連施設です。
本市では、11 か所(10 駅)を都市計画決定しています。

供用面積: 令和7年3月 31 日現在

	名 称	計 画 面 積(約)	供 用 面 積(約)	接続都市計画道路名
駅 前 広 場	楠葉駅前交通広場	10,000 m ²	10,000 m ²	3・4・210－8 楠葉中央線
	牧野駅前交通広場	3,200 m ²	3,200 m ²	3・5・210－56 牧野駅前線
	御殿山駅前交通広場	2,800 m ²	2,400 m ²	3・5・210－32 御殿山小倉線
	枚方市駅前交通広場	12,400 m ²	10,000 m ²	3・5・210－24 枚方市駅前線
	枚方公園駅前交通広場	5,900 m ²	3,500 m ²	3・5・210－27 枚方公園駅前線
	村野駅前交通広場	500 m ²	—	3・5・210－28 枚方村野線
	星ヶ丘駅前交通広場	500 m ²	—	3・5・210－28 枚方村野線
	長尾駅前交通広場	西 3,000 m ²	西 3,000 m ²	3・5・210－35 長尾駅前線
		東 3,200 m ²	—	3・4・210－54 長尾東通線
	津田駅前交通広場	3,400 m ²	3,400 m ²	3・5・210－31 津田駅前線
	光善寺駅前交通広場	2,500 m ²	—	3・4・210－57 北中振線
	合 計	47,400 m ²	35,500 m ²	

都市高速鉄道



鉄道の踏切を無くすことにより交通渋滞や踏切事故を解消し、さらには鉄道により分断されていた中心市街地の一体化を図るため、本市では、枚方市駅周辺において、都市高速鉄道を定め、京阪本線及び交野線を高架化しました。

現在は、平成 25 年 12 月 13 日に都市計画事業の認可告示がなされ、本市内の南中振地内から岡南町地内までの延長 3,419m を含む、起点寝屋川市桜木町地内、終点枚方市岡南町地内までの高架化（総延長約 5,500m）が事業中です。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

名 称	計画延長	起 点	終 点	告示年月日・告示番号
京阪電気鉄道 京阪本線	約 5,420 m	南中振一丁目	御殿山町	昭和 50 年 3 月 17 日 府告第 385 号 平成 25 年 3 月 5 日 府告第 471 号
京阪電気鉄道 交野線	約 1,010 m	岡 東 町	宮之阪一丁目	昭和 50 年 3 月 17 日 府告第 385 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日</i> <i>府告第 2413 号</i>

駐 車 場



駅周辺において放置自転車が後を絶たず、歩行者等の安全の確保が必要となっているなか、本市では、光善寺地区、枚方公園駅前、御殿山駅前の3か所で自転車駐車を都市計画決定しています。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

番号	名称	位置	面積※(約)	構造・階層	収容台数※	告示年月日・告示番号
210-1	光善寺 自転車駐車場	北中振三丁目	770 m ²	地上三層 地下一層	1,100 台	昭和 55 年 8 月 14 日 枚告第 157 号 平成 2 年 12 月 12 日 枚告第 331 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日</i> <i>枚告第 508 号</i>
210-2	御殿山 自転車駐車場	御殿山町	1,250 m ²	地上一層	830 台	昭和 56 年 12 月 28 日 枚告第 298 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日</i> <i>枚告第 508 号</i>
210-3	枚方公園 自転車駐車場	伊加賀東町	1,900 m ²	地下二層	2,700 台	平成 2 年 12 月 12 日 枚告第 331 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日</i> <i>枚告第 508 号</i>

※表中の値は都市計画の内容であり、実際の面積及び収容台数とは異なる場合があります。

公 園



公園種別による一覧

公園には、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び、災害時の避難場所といった機能があります。公園種別は利用目的や規模などから、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園及び広域公園に区分されています。

公園区分	街区公園	主として街区内に居住する者(250m以内の居住者)の利用に供する公園
	近隣公園	主として近隣に居住する者(500m以内の住居者)の利用に供する公園
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者(1km以内の住居者)の利用に供する公園
	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園
	運動公園	主として運動の用に供する公園
	特殊公園	風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園など特殊な公園
	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園

開設面積：令和7年3月31日現在

公園区分	計画数	開設数	計画面積(約)	開設面積(約)
街区公園	72	70	22.36 ha	21.48 ha
近隣公園	13	11	25.6 ha	18.9 ha
地区公園	4	2	18.5 ha	9.0 ha
総合公園	2	1	25.5 ha	9.3 ha
運動公園	—	—	—	—
特殊公園	1	1	2.5 ha	2.2 ha
広域公園	1	1	75.8 ha	73.7 ha
合 計	93	86	170.26 ha	134.58 ha
枚方市の開設率		79.0%		
大阪府下(大阪市、堺市除く)の開設率		66.6%※	※この数値のみ令和6年3月31日現在	

注) 開設面積は都市計画決定区域外の都市公園の面積を除く。



公園別による一覧

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

開設面積: 令和7年3月 31 日現在

種別	番 号	名 称	位 置	面積(約 ha)		当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号
				計画	開設※		
街 区 公 園	2・2・ 210-1	中宮公園	中宮東之町地内	0.33	0.21	昭 24. 3.31 (建) 391 号	昭 27. 3.28 (建) 280 号 <i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-2	岡東公園	岡東町地内	0.20	0.19	昭 59. 2.21 (市) 36 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-3	岡本町公園	岡本町地内	0.11	0.11	昭 24. 3.31 (建) 391 号	昭 56. 7.22 (市) 147 号 <i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-4	春日公園	高田二丁目地内	0.36	0.34	昭 27. 3.28 (建) 280 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-6	伊加賀山公園	香里ヶ丘六丁目地内	0.44	0.44	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-7	北谷公園	香里ヶ丘七丁目地内	0.43	0.43	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-8	香里ヶ丘西公園	香里ヶ丘七丁目地内	0.95	0.95	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-9	南谷公園	香里ヶ丘九丁目地内	0.33	0.33	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-10	観月公園	香里ヶ丘十丁目地内	0.64	0.63	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-11	蹉跎山公園	香里ヶ丘八丁目地内	0.38	0.38	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-12	淀見公園	香里ヶ丘八丁目地内	0.38	0.38	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-13	末広公園	香里ヶ丘八丁目地内	0.28	0.28	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-14	五常公園	香里ヶ丘六丁目地内	0.32	0.31	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-15	以楽公園	香里ヶ丘六丁目地内	0.81	0.81	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-16	桜公園	香里ヶ丘二丁目地内	0.66	0.64	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-17	開成公園	香里ヶ丘二丁目地内	0.37	0.36	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-18	観音山公園	香里ヶ丘四丁目地内	0.71	0.71	昭 41. 4.11 (建) 1246 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>
	2・2・ 210-19	二の宮公園	船橋本町一丁目地内	0.30	0.27	昭 42.12.12 (建) 4178 号	<i>平 16.12.28 (市) 509 号</i>

種 別	番 号	名 称	位 置	面積(約 ha)		当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号
				計画	開設※		
街 区 公 園	2・2・ 210-20	中の谷公園	東山一丁目地内	0.20	0.20	昭 42.12.12 (建) 4178 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-21	禁野車塚公園	宮之阪五丁目地内	0.45	0.45	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-22	岡東中央公園	岡東町地内	0.47	0.47	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-23	渚公園	渚栄町地内	0.11	0.11	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-24	上島南公園	牧野北町地内	0.29	0.28	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-25	上島東公園	牧野北町地内	0.31	0.23	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-26	山原公園	東船橋二丁目地内	0.14	0.14	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-27	船橋公園	東船橋一丁目地内	0.21	0.21	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-28	面取公園	楠葉朝日一丁目地内	0.10	0.10	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-29	七ツ松公園	楠葉朝日二丁目地内	0.10	0.09	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-30	六反町公園	楠葉朝日三丁目地内	0.10	0.10	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-31	金崎公園	楠葉朝日一丁目地内	0.10	0.10	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-32	うしろ谷公園	高野道二丁目地内	0.22	0.22	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-33	釜ヶ谷公園	長尾東町二丁目地内	0.12	0.10	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-34	長尾台北公園	長尾台一丁目地内	0.11	0.10	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-35	長尾台東公園	長尾台二丁目地内	0.11	0.11	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-36	長尾台南公園	長尾台二丁目地内	0.11	0.11	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-37	村野公園	村野本町地内	0.11	0.11	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-38	さつき丘北公園	山之上西町地内	0.31	0.31	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-39	さつき丘中央公 園	山之上西町地内	0.11	0.11	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-40	さつき丘南公園	山之上五丁目地内	0.15	0.15	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-42	伊加賀栄公園	伊加賀栄町地内	0.29	0.28	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号

種別	番 号	名 称	位 置	面積(約 ha)		当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号
				計画	開設※		
街 区 公 園	2・2・ 210-43	出口公園	出口三丁目地内	0.22	—	昭 46.10.13 (市) 90 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-44	坊主池公園	岡山手町地内	0.81	0.77	昭 49. 3.19 (市) 34 号	平 16.12.28 (市) 509 号 平 17. 8. 9 (市) 319 号
	2・2・ 210-45	養父東公園	養父東町地内	0.32	0.31	昭 49. 3.19 (市) 34 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-47	代々池公園	野村中町地内	0.16	0.16	昭 49. 3.19 (市) 34 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-48	薬師谷公園	長尾谷町一丁目地内	0.67	0.65	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-49	北谷川公園	長尾谷町三丁目地内	0.20	0.20	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-50	藤阪東公園	藤阪西町地内	0.20	0.20	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-51	藤阪西公園	藤阪西町地内	0.10	0.10	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-52	車谷公園	長尾家具町二丁目地内	0.53	0.49	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 27.12.14 (市) 669 号
	2・2・ 210-53	笹谷公園	長尾家具町二丁目地内	0.60	0.60	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-54	獅子口公園	長尾家具町四丁目地内	0.30	0.30	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-55	東香里公園	東香里三丁目地内	0.28	0.28	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-56	旭ヶ丘西公園	東香里南町地内	0.20	0.19	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-57	旭ヶ丘中央公園	東香里南町地内	0.18	0.18	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-58	天満公園	楠葉丘二丁目地内	0.60	0.60	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-59	下田公園	楠葉並木一丁目地内	0.10	0.10	昭 50. 2.28 (市) 21 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-60	須山中央公園	須山町地内	0.10	0.10	昭 50.12. 1 (市) 125 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-61	走谷公園	走谷二丁目地内	0.10	0.10	昭 52.12. 2 (市) 177 号	平 25.3.5 (市) 99 号
	2・2・ 210-62	甲斐田公園	片鉾本町地内	0.12	0.12	昭 53. 7.20 (市) 118 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-63	南中振公園	南中振二丁目地内	0.30	0.25	昭 53. 7.20 (市) 118 号	平 25.3.5 (市) 99 号

種別	番 号	名 称	位 置	面積(約 ha)		当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号
				計画	開設※		
街区公園	2・2・ 210-64	甲須公園	甲斐田新町、須山町地内	0.26	0.26	昭 55. 2.20 (市) 30 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-65	香里園町公園	香里園町地内	0.11	—	昭 55. 2.20 (市) 30 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-66	宮之阪東公園	宮之阪四丁目地内	0.14	0.14	昭 55. 2.20 (市) 30 号	昭 62. 2.27 (市) 46 号 平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-68	春日元町公園	春日元町一丁目地内	0.25	0.25	昭 59. 2.21 (市) 36 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-69	香里の森公園	香里園山之手町地内	0.52	0.52	昭 62. 2.27 (市) 46 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-70	平野公園	招提中町一丁目地内	0.12	0.11	昭 62. 2.27 (市) 46 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-71	宇山東公園	宇山東町地内	0.24	0.24	平 元. 3. 3 (市) 80 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-72	あんど公園	東田宮一丁目地内	0.27	0.27	平 元. 3. 3 (市) 80 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-73	出口ふれあい公園	出口一丁目地内	0.62	0.62	平 元. 3. 3 (市) 80 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-74	翠香園ふれあい公園	翠香園町地内	0.68	0.68	平 2. 3. 9 (市) 60 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-75	養父元町公園	養父元町地内	0.27	0.27	平 3. 2.20 (市) 47 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	2・2・ 210-76	印田町ふれあい公園	印田町地内	0.57	0.57	平 6. 7.20 (市) 206 号	平 16.12.28 (市) 509 号
近隣公園	3・3・ 210- 1	牧野公園	牧野阪二丁目、宇山町地内	1.1	1.1	昭 24. 3. 31 (建) 391 号	昭 44. 2. 5 (建) 257 号 平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 2	香里ヶ丘南公園	香里ヶ丘十丁目地内	2.0	2.0	昭 41. 4. 11 (建) 1246 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 3	桑ヶ谷公園	香里ヶ丘一丁目地内	1.2	1.2	昭 41. 4. 11 (建) 1246 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 4	香里ヶ丘東公園	香里ヶ丘三丁目地内	1.1	1.1	昭 41. 4. 11 (建) 1246 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 5	香里ヶ丘中央公園	香里ヶ丘四丁目地内	2.6	2.6	昭 41. 4. 11 (建) 1246 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 6	阪今池公園	黄金野一丁目地内	1.9	1.9	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 7	楠葉中央公園	楠葉並木二丁目地内	1.1	1.1	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210- 8	楠葉東公園	楠葉朝日三丁目地内	2.7	2.7	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号

種別	番 号	名 称	位 置	面積(約 ha)		当初決定の 告示年月日 及び告示番号	最終変更の 告示年月日 及び告示番号
				計画	開設※		
近隣公園	3・3・ 210-10	林池公園	春日東町一丁目地内	2.1	—	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210-13	堂山公園	堂山二丁目地内	1.6	1.6	昭 49. 2. 25 (府) 270 号	昭 53.7.17 (府)1078 号 平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210-14	星ヶ丘公園	星丘二丁目地内	2.1	0.5	昭 49. 2. 25 (府) 270 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210-15	交北公園	交北四丁目地内	3.1	3.1	昭 63.11.28 (府) 1393 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	3・3・ 210-16	船橋川公園	招提北町三丁目地内	3.0	—	平 7. 7. 7 (市) 222 号	平 16.12.28 (市) 509 号
地区公園	4・4・ 210- 1	中の池公園	東山二丁目地内	4.0	4.0	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	4・4・ 210- 2	招提今池公園	招提中町二丁目地内	5.5	—	昭 44. 2. 5 (建) 257 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	4・4・ 210- 3	中振中央公園	北中振二丁目、東中 振二丁目及び南中振 一丁目地内	4.0	—	平 5. 8.30 (府) 1215 号	平 16.12.28 (市) 509 号
	4・4・ 210-4	車塚公園	小倉東町、北片鉾町、 上野三丁目地内	5.0	5.0	平 15. 12.15 (市) 513 号	平 16.12.28 (市) 509 号
総合公園	5・5・ 210- 1	枚方公園	枚方公園町地内	15.9	—	昭 24. 3.31 (建) 391 号	昭 41. 4.11 (建) 1246 号 平 16.12.28 (府) 2410 号
	5・4・ 210- 2	王仁公園	王仁公園地内	9.6	9.3	昭 33.3.31 (建) 806 号	昭 44.5.23 (建)2879 号 平 16.12.28 (市) 509 号
特殊公園	8・3・ 210- 1	百済寺跡公園	中宮西之町地内	2.5	2.2	昭 41.4.11 (建) 1246 号	平 16.12.28 (市) 509 号
広域公園	9・6・ 210- 1	山田池公園	山田池公園、山田池 南町、藤阪元町一丁 目、藤阪元町二丁目、 藤阪西町、藤阪南町 一丁目地内	75.8	73.7	昭 44. 2.5 (建) 257 号	平 23.3.29 (府) 409 号
合 計				170.26	134.58		

※表中の値は都市計画の計画区域内での開設面積であり、実際の面積とは異なる場合があります。

緑 地



緑地は、自然とふれあえる貴重な緑の空間としての機能のほか、災害の防止や災害時の避難地、公害の緩和、景観の向上になるなどの役割を果たしています。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

供用面積:令和7年3月31日現在

番号	名 称	位 置	面積(約 ha)		告示年月日・告示番号
			計画 決定	供用	
0-1	淀川河川公園	枚方市出口二丁目、出口六丁目、伊加賀西町、新町二丁目、磯島北町、牧野北町 各地内 伊加賀西町、桜町、堤町、三矢町、新町二丁目、磯島南町、磯島元町、磯島北町、渚西三丁目、渚内野二丁目、三丁目、西牧野二丁目、三丁目、牧野北町、樋之上町、楠葉花園町、町楠葉一丁目、二丁目、楠葉中之芝一丁目、二丁目 各地先 高槻市大字柱本、大字唐崎、大字大塚各地内 寝屋川市大字木屋、大字太間、点野一丁目、大字点野、大字仁和寺 各地内 守口市八雲北町三丁目地内 佐太西町一丁目、二丁目、大日町四丁目、大庭町二丁目、八雲北町一丁目、二丁目、三丁目、下島町、外島町、新橋寺町 各地先 摂津市鳥飼西四丁目、五丁目、鳥飼和道一丁目、二丁目 各地先	310.2 (223.2)	104.1 (48.3)	昭和 51 年9月 20 日 府告第 1311 号 昭和 55 年2月 25 日 府告第 236 号 平成3年3月 18 日 府告第 318 号 平成7年 11 月 29 日 府告第 1817 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日 府告第 2411 号</i>
210-2	鏡伝池緑地	楠葉丘二丁目、楠葉野田二丁目地内	2.7	2.7	昭和 60 年3月8日 府告第 255 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日 枚告第 510 号</i>
210-3	船橋川緑地	招提北町三丁目、南船橋二丁目及び船橋本町一丁目地内	3.4	—	平成7年7月7日 枚告第 224 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日 枚告第 510 号</i>
合 計			316.3 (229.3)	106.8 (51.0)	

※ ()は、枚方市域内の面積を表します。

下 水 道



流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなります。
本市域内では以下の施設が都市計画決定されています。

淀川左岸流域下水道	下水管渠
	処理施設
寝屋川北部流域下水道	下水管渠
	ポンプ施設



公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

本市では以下の施設が都市計画決定されています。

枚方市淀川左岸流域関連公共下水道	下水管渠
	ポンプ施設
枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道	下水管渠
	ポンプ施設



流域下水道 > 淀川左岸流域下水道

当初告示 昭和 46 年 12 月 10 日
大阪府告示 第 1711 号
最終変更告示 平成 25 年 8 月 9 日
大阪府告示 第 1503 号

下 水 管 渠	名 称	起 点	終 点	備 考
	淀川左岸幹線	三栗二丁目	西船橋二丁目	污水管渠
	枚方交野幹線	渚内野四丁目	交野市藤が尾一丁目	污水管渠
	寝屋川放流幹線	寝屋川市平池町	渚内野三丁目	放流管渠

処 理 施 設	名 称	面 積(m ²)	位 置
	渚水みらいセンター	約 281,700	三栗一丁目、渚内野一丁目、渚内野二丁目、渚内野三丁目、渚内野四丁目及び西牧野一丁目地内



流域下水道 > 寝屋川北部流域下水道

当初告示 昭和 40 年 7 月 29 日
建設省告示 第 2091 号
最終変更告示 平成 25 年 8 月 9 日
大阪府告示 第 1502 号

下 水 管 渠	名 称	起 点	終 点	備 考
	寝屋川枚方幹線	寝屋川市秦町	南中振二丁目	污水管渠

ポ ン プ 施 設	名 称	面 積(m ²)	位 置
	枚方中継ポンプ場	約 750	南中振二丁目



公共下水道 > 枚方市淀川左岸流域関連公共下水道

当初告示 昭和 40 年 4 月 13 日
建設省告示 第 1287 号
最終変更告示 平成 28 年 2 月 2 日
枚方市告示 第 49 号

下水 管 渠	名 称	起 点	終 点	備 考
	天満川污水幹線	西船橋二丁目地内	西船橋二丁目地内	污水管渠
	牧野長尾污水幹線	上島町地内	養父東町地内	污水管渠
	中部污水幹線	三栗一丁目地内	片鉾本町地内	污水管渠
	村野污水幹線	宮之阪二丁目地内	池之宮一丁目地内	污水管渠
	津田污水幹線	村野本町地内	村野本町地内	污水管渠
	枚方污水幹線	天之川町地内	新町一丁目地内	污水管渠
	天満川雨水幹線	西船橋二丁目地内	西船橋一丁目地内	雨水管渠
	藤本川雨水幹線	牧野北町地内	牧野北町地内	雨水管渠
	鎮守川雨水幹線	牧野阪三丁目地内	牧野阪三丁目地内	雨水管渠
	小川雨水幹線	藤田町地内	釈尊寺町地内	雨水管渠
	溝谷川雨水幹線	宮之阪一丁目地内	宮之阪一丁目地内	雨水管渠
	黒田川雨水幹線	磯島南町地内	磯島南町地内	雨水管渠
	山田雨水幹線	磯島南町地内	新之栄町地内	雨水管渠

	名 称	位 置	面積(約 m ²)
ポン プ 施 設	長尾家具町污水中継ポンプ場	長尾家具町四丁目地内	590
	北部ポンプ場	西船橋二丁目地内	7,300
	藤本川ポンプ場	牧野北町地内	10,000
	安居川ポンプ場	三矢町地内	2,100
	新安居川ポンプ場	大垣内町二丁目及び大垣内町三丁目地内	5,200
	溝谷川ポンプ場	宮之阪一丁目及び宮之阪五丁目地内	6,900
	犬田川ポンプ場	宮之阪五丁目地内	4,600
	黒田川ポンプ場	磯島南町及び磯島元町地内	23,000



公共下水道 > 枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道

当初告示 昭和 46 年 12 月 14 日
枚方市告示 第 108 号
最終変更告示 平成 16 年 12 月 8 日
枚方市告示 第 470 号

下 水 管 渠	名 称	起 点	終 点	備 考
	出口污水幹線	南中振二丁目地内	南中振二丁目地内	污水管渠
	出口雨水幹線	出口六丁目地内	出口六丁目地内	雨水管渠
	蹉跎雨水幹線	出口六丁目地内	南中振三丁目地内	雨水管渠

ポ ン プ 施 設	名 称	位 置	面 積(約 m ²)
	出口污水中継ポンプ場	出口六丁目地内	1,200
	深谷ポンプ場	出口六丁目地内	2,400
	蹉跎ポンプ場	出口六丁目地内	10,800

ごみ焼却場



ごみ焼却場は快適な住みよい生活環境を確保するため、ごみを安全かつ衛生的に処理するごみ処理事業の基幹的な施設です。

本市では、穂谷川清掃工場(枚方市ごみ焼却場)、大字尊延寺の東部清掃工場(枚方市第2ごみ焼却場)、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設を都市計画決定しています。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

番号	名 称	位 置	面 積※	処理能力※	告示年月日・告示番号
210-1	枚方市ごみ焼却場	田口五丁目地内	約 39,000 m ²	600t / 日	昭和 46 年 2 月 10 日 枚告第 8 号 平成 16 年 12 月 28 日 枚告第 512 号
210-2	枚方市第2ごみ焼却場	大字尊延寺地内	約 80,600 m ²	400t / 日	平成 11 年 12 月 17 日 枚告第 384 号 平成 16 年 12 月 28 日 枚告第 512 号
210-3	枚方京田辺環境施設組合 可燃ごみ広域処理施設	京都府京田辺市 田 辺 ボ ケ 谷、甘 南 備 台 二 丁 目 地 内	約 35,600 m ²	168t / 日	令和 3 年 3 月 5 日 枚告第 116 号

※表中の値は都市計画の内容であり、実際の面積及び処理能力とは異なる場合があります。

ごみ処 理 場



ごみ処理場は、枚方市、交野市、寝屋川市及び四條畷市の4市で収集された、プラスチック製容器包装(カップ、トレイ、ボトル、袋など)やペットボトルを選別処理し、圧縮梱包して指定法人を通じて「再商品化事業者」に引き渡すまで保管する施設として都市計画決定しました。

この施設は、4市で構成する北河内4市リサイクル施設組合(一部事務組合)が事業を行っており、現在稼働しています。

名 称	位 置	面 積※	処理能力※	告示年月日・告示番号
北河内4市リサイクルプラザ	寝屋川市大字打上地 内	約 4,800 m ²	53t / 日	平成 17 年 3 月 25 日 枚告第 102 号

※表中の値は都市計画の内容であり、実際の面積及び処理能力とは異なる場合があります。

火 葬 場



本市における旧火葬場(小倉東町地内)については、当時の死亡者数にも対応できておらず、また、施設の老朽化が進んでいるため、将来の死亡者数に対応できる施設の再整備が緊急の課題となっております。

そのようななか、火葬場整備と地域のまちづくりを一体的に考え、旧火葬場に隣接した関西外国語大学(片鉾学舎)の移転跡地において、防災機能をもった公園等の整備に併せ、周辺環境と調和した緑に囲まれた施設整備を進めるものとして、都市計画決定しており、現在稼働しています。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

番 号	名 称	位 置	面 積	告示年月日・告示番号
210-1	枚方市火葬場	北片鉾町地内	約 5,300 m ²	平成 15 年 12 月 15 日 枚告 514 号 <i>平成 16 年 12 月 28 日</i> <i>枚告 513 号</i>

※表中の内容は都市計画の内容であり、実際とは異なる場合があります。

土 地 区 画 整 理 事 業



土地区画整理事業とは、公平に一定の土地の提供を受け(減歩)、公共施設の整備と宅地の利用増進を図るものであり、減歩によって得られた土地で道路・公園などの公共施設を整備し、残りの宅地については区画形質を変更し、全体としての利用増進を図ろうとするものです。

本市では、以下の 10 地区で都市計画決定しています。

名 称	位 置	面 積	告示年月日・告示番号	備 考
香里 土地区画整理事業	大字茄子作、大字村野、大字山之上、 大字中振の各一部	約 155.2 ha	昭和 31 年4月9日 建告第 626 号	—
北部 土地区画整理事業	大字船橋、大字養父、大字宇山、大字 招提、大字長尾、大字津田の各一部	約 134.5 ha	昭和 38 年8月 24 日 建告第 2205 号	中小企業団 地を含む
中部 土地区画整理事業	大垣内町二丁目、大垣内町三丁目、朝 日丘町、東田宮一丁目の各一部	約 23.8 ha	昭和 43 年 12 月 18 日 建告第 3628 号	官公庁 団地を含む
枚方長尾 土地区画整理事業	北山一丁目、長尾家具町五丁目地内	約 41.4 ha	昭和 58 年 10 月 19 日 府告第 1346 号	—
津田 土地区画整理事業	大字津田、津田元町二丁目、津田元町 三丁目、津田南町二丁目地内	約 24.1 ha	平成2年3月9日 府告第 252 号	—
楠葉中之芝 土地区画整理事業	楠葉中之芝二丁目地内	約 9.0 ha	平成 24 年 12 月 26 日 枚告第 547 号	—
茄子作南 土地区画整理事業	茄子作南町地内	約 2.4 ha	平成 28 年3月 30 日 枚告第 152 号	—
星田北・ 星田駅北 土地区画整理事業	高田二丁目・茄子作五丁目地内	約 1.8 ha	平成 30 年3月 28 日 枚告第 181 号	—
村野駅西 土地区画整理事業	村野西町、星丘一丁目地内	約 13.9ha	令和6年9月 27 日 枚告第 525 号	—
茄子作 土地区画整理事業	茄子作三丁目、茄子作四丁目、茄子作 五丁目及び茄子作南町地内	約 19.7ha		—

市街地再開発事業



市街地再開発事業は、無秩序に建築物が密集している地区、低層の建物が密集して公共施設が不足している地区、老朽化した木造建築物が密集している駅前など、生活環境が悪化した既成市街地において敷地を共同で利用し、新しく共同の耐火の建物を建て、さらに道路等の公共施設も充分確保することによって、快適で安全な街につくりかえる事業です。

本市では、以下の6地区で都市計画決定しています。

名 称	位 置	面 積	告示年月日・告示番号
枚方市駅前 市街地再開発事業	岡東町の一部	約 1.6 ha	昭和 46 年2月8日 府告第 814 号
枚方岡本町地区 第一種市街地再開発事業	岡本町、大字岡及び新町一丁目地内	約 1.5 ha	昭和 56 年7月 22 日 府告第 1004 号
香里園駅東地区 第一種市街地再開発事業	枚方市香里園町地内及び寝屋川市香里本通町地内	約 2.6 ha (枚方市域 約 0.3 ha)	平成 17 年8月9日 枚告第 315 号 平成 25 年3月5日 枚告第 100 号
牧野駅東地区 第一種市街地再開発事業	牧野阪二丁目地内	約 0.2 ha	平成 18 年8月 11 日 枚告第 339 号
光善寺駅西地区 第一種市街地再開発事業	北中振三丁目地内	約 1.4 ha	平成 30 年3月 28 日 枚告第 182 号
枚方市駅周辺地区 第一種市街地再開発事業	新町一丁目、岡本町及び岡東町地内	約 2.9 ha	令和元年 10 月 11 日 枚告第 321 号

地区計画



地区計画は、地区の状況や特性に応じて、地区レベルで必要な道路や公園などの地区施設の配置や、建築物の用途・形態・敷地などに関する事項を定め、開発行為、建築行為等を誘導し、規制することにより、良好な環境の街区の整備や保全を行うものです。

本市では、以下の 20 地区で地区計画を定めています。

(注)斜体字 は名称(番号)変更に伴う告示年月日及び告示番号です。

名 称	位 置	面 積	告示年月日・ 告示番号	備 考
枚方長尾地区 地区計画	北山一丁目及び 長尾家具町四丁目の 各地内	約 64.3ha	平成 19 年 11 月 30 日 枚告第 473 号	昭和 58 年 10 月 19 日 枚告第 222 号 平成 5 年 8 月 18 日 枚告第 229 号 平成 8 年 1 月 31 日 枚告第 28 号 <i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i>
津田くにみ坂地区 地区計画	津田山手一丁目及び 津田元町二丁目地内	約 23.4ha	<i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i>	平成 10 年 12 月 14 日 枚告第 355 号
高田東香里地区 地区計画	高田一丁目及び 東香里南町地内	約 1.9ha	平成 30 年 3 月 28 日 枚告第 183 号	平成 11 年 8 月 31 日 枚告第 260 号 <i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i> 平成 21 年 9 月 11 日 枚告第 373 号
中宮上野地区 地区計画	上野三丁目及び 中宮東之町地内	約 22.0ha	<i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i>	平成 11 年 8 月 31 日 枚告第 261 号
新町二丁目地区 地区計画	新町二丁目地内	約 8.8ha	令和 2 年 10 月 30 日 枚告第 614 号	平成 12 年 12 月 8 日 枚告第 335 号 <i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i> 平成 28 年 3 月 30 日 枚告第 155 号 平成 29 年 3 月 15 日 枚告第 137 号
津田サイエンスヒルズ 地区地区計画	津田山手二丁目及び 大字津田地内	約 25.3ha	平成 25 年 12 月 16 日 枚告第 584 号	平成 15 年 8 月 8 日 枚告第 311 号 <i>平成 17 年 8 月 9 日 枚告第 320 号</i>
長尾北町地区 地区計画	長尾北町一丁目地内	約 3.6ha	平成 23 年 3 月 29 日 枚告第 135 号	
藤阪東町地区 地区計画	長尾宮前一丁目及び 藤阪東町一丁目地内	約 6.3ha	平成 23 年 3 月 29 日 枚告第 136 号	
王仁公園地区 地区計画	王仁公園地内	約 0.3ha	平成 23 年 3 月 29 日 枚告第 137 号	
津田南町地区 地区計画	津田南町二丁目地内	約 5.2ha	平成 23 年 3 月 29 日 枚告第 138 号	
伊加賀スポーツセンター 地区地区計画	伊加賀西町地内	約 3.9ha	平成 30 年 3 月 20 日 枚告第 161 号	平成 24 年 3 月 2 日 枚告第 87 号
楠葉中之芝地区 地区計画	楠葉中之芝二丁目 地内	約 9.9ha	平成 30 年 3 月 20 日 枚告第 159 号	平成 24 年 12 月 26 日 枚告第 548 号

名 称	位 置	面 積	告示年月日・ 告示番号	備 考
茄子作南地区 地区計画	茄子作南町地内	約 2.4ha	平成 28 年3月 30 日 枚告第 153 号	
茄子作高田地区 地区計画	高田二丁目及び茄子 作五丁目地内	約 1.8ha	平成 30 年 4 月 2 日 枚告第 217 号	
枚方市駅周辺地区 地区計画	新町一丁目、岡本町 及び岡東町地内	約 3.9ha	令和6年6月 20 日 枚告第 369 号	高度利用型地区計画 令和元年 10 月 11 日 枚告第 322 号
藤阪南町地区 地区計画	藤阪南町一丁目及び 二丁目地内	約 2.7ha	令和2年3月 25 日 枚告第 159 号	市街化調整区域におけ る地区計画
東田宮山之上地区 地区計画	東田宮二丁目、山之 上東町地内	約 2.9ha	令和2年 10 月 30 日 枚告第 615 号	
杉三丁目地区 地区計画	杉三丁目地内	約 3.2ha	令和5年 10 月 11 日 枚告第 579 号	市街化調整区域におけ る地区計画
村野駅西地区 地区計画	村野西町及び星丘一 丁目地内	約 19.9ha	令和6年9月 27 日 枚告第 527 号	
茄子作地区 地区計画	茄子作三丁目、四丁 目、五丁目及び茄子 作南町地内	約 21.1ha	令和6年9月 27 日 枚告第 526 号	

お問合せ：枚方市 都市整備部 都市計画課

住所：573-0027 大阪府 枚方市 大垣内町二丁目9番 15号

電話：072-841-1414 Fax：072-841-4607

mail：tosikeikaku@city.hirakata.osaka.jp

H P：<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000009353.html>